

兵庫県公報

平成23年9月26日 月曜日 第2323号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	3
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
公 告	
○ 落札者等の公示（管理課）	4
○ 同 上（同）	4
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	4
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	5
○ 平成20年兵庫県選挙管理委員会告示第63号の訂正	6
○ 平成21年兵庫県選挙管理委員会告示第106号の訂正	6
○ 平成21年兵庫県選挙管理委員会告示第109号の訂正	6
○ 平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第125号の訂正	7

告 示

兵庫県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名 (工区名)
多可町	多可地区 (西安田工区)



兵庫県告示第1012号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	

森区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成23年 9月 6日
	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及びのり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業以外の漁業	同



兵庫県告示第1013号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成23年 9月 6日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 有限会社エービーシー建築工房
主たる営業所の所在地 宝塚市安倉中1丁目13番18号
代 表 者 の 氏 名 島 田 秀 樹
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-21）第301440号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
平成23年10月1日から同月7日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社エービーシー建築工房は、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を行った。
このことは同法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 9月26日から供用を開始する。

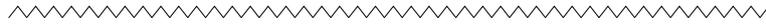
その関係図面は、平成23年 9月26日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 1 2 号	姫路市香寺町溝口字京次992番2から 同 市香寺町岩部字柳木12番3まで	旧	8.0から 9.0まで	20.0
		新	8.0から 13.0まで	20.0



兵庫県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明 石 市	東播都市計画地区計画	大久保町谷八木北地区地区計画



兵庫県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 木 市	東播都市計画地区計画	青山地区地区計画
加 東 市	東播都市計画下水道	加東市公共下水道
同 市	同 上	滝野町公共下水道



兵庫県告示第1017号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成23年 9月26日から適用する。

平成23年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表兵庫県養鶏協会の項中

「

兵庫県養鶏協会	兵庫県養鶏協会	神戸市中央区中山手通7丁目
---------	---------	---------------

」

を

「

兵庫県養鶏協会	兵庫県養鶏協会	神戸市中央区海岸通
---------	---------	-----------

」

に改める。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成23年 9月26日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
中型スクールバス 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8月18日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社兵庫支社 神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 5 落札金額
27,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 7月 5日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成23年 9月26日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
乳がん集団検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8月29日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エルクコーポレーション神戸営業所 神戸市兵庫区三川口町1丁目1番8号
- 5 落札金額
92,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 7月19日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に

関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,067
選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	825,556



兵庫県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
-----------	------------------------------

神戸市東灘区	55,657
神戸市灘区	34,973
神戸市中央区	32,925
神戸市兵庫区	30,452
神戸市北区	61,469
神戸市長田区	27,638
神戸市須磨区	45,865
神戸市垂水区	61,155
神戸市西区	65,940
姫路市	137,826
尼崎市	127,261
明石市	79,363
西宮市	126,670
洲本市	13,341
芦屋市	26,014
伊丹市	52,904
相生市	8,710
豊岡市	23,854
加古川市	72,054
たつの市及び揖保郡	30,787
赤穂市及び赤穂郡	18,531
西脇市及び多可郡	18,128
宝塚市	61,964
三木市	22,431
高砂市	25,528
川西市及び川辺郡	52,149
小野市	13,223
三田市	30,121
加西市	12,875

篠	山	市	12,175		
養	父	市	7,494		
丹	波	市	18,738		
南	あ	わ	じ	市	14,152
朝	来	市	9,191		
淡	路	市	13,498		
宍	粟	市	11,610		
加	東	市	10,627		
加	古	郡	17,783		
神	崎	郡	12,415		
佐	用	郡	5,534		
美	方	郡	10,277		



兵庫県選挙管理委員会告示第45号

兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部から提出された平成19年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成20年兵庫県選挙管理委員会告示第63号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部の欄中

「110,000 「242,213
 58,000」 を 190,079 に、
 52,000」 52,134」

52,000

 を

52,000
134

 に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

自由民主党兵庫県第八選挙区支部から提出された平成19年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成21年兵庫県選挙管理委員会告示第106号の一部を次のとおり訂正する。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

「5,093,015 「7,190,400
 91,506」 を 2,188,891」 に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

自由民主党兵庫県第八選挙区支部、政治結社報国同志會及び兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部から提出された平成20年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成21年兵庫県選挙管理委員会告示第109号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第八選挙区支部の欄中

「6,476,356 「8,573,741
 2,464,395」 を 4,561,780」 に改める。

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の政治結社報国同志會の欄中

「		「	
	0		315,000
	0		0
	0		315,000
	0		164,987
			290,000
		を	9
			に改める。
			25,000
			164,987
			160,987
			4,000
			4,000
		」	」

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部の欄中

「144,000 「342,585
 90,000 を 222,213 に、
 54,000」 120,372」

「

54,000

」

を

「

120,000
372

」

に改める。

収入の内訳（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部の欄中

「54,000円」を「120,000円」に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第48号

自由民主党姫路清風会支部、自由民主党兵庫県第九選挙区支部、自由民主党兵庫県第五選挙区支部、自由民主党兵庫県第十一選挙区支部、自由民主党兵庫県第八選挙区支部、民主党兵庫県第4区総支部、鴻池よしただ後援会、政治結社報国同志會、兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部、兵庫県歯科医師連盟宍粟支部及び兵庫県歯科医師連盟西区支部から提出された平成21年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第125号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成23年 9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党姫路清風会支部の欄中

「83, 237, 837	「88, 018, 865	「51, 069, 790	「55, 850, 818
を	に、	を	に、
63, 653, 594」	68, 434, 622」	1, 000, 000」	5, 781, 028」

「(政治団体分)

平成研究会 1, 000, 000 東京都千代田区」

を

「(政治団体分)

平成研究会 1, 000, 000 東京都千代田区

自由民主党兵庫県第十一選挙区支部 4, 781, 028 姫路市 」

に改める。

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第九選挙区支部の欄中

「67, 591, 482」	を「67, 591, 380」に、	「21, 782, 190	「21, 782, 088
		290, 845」	290, 743」
		を	に改める。

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第五選挙区支部の欄中

「83, 341, 855」	を「83, 341, 988」に、	「52, 908, 232	「52, 908, 365
		717, 713」	717, 846」
		を	に改める。

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第十一選挙区支部の欄中

「45, 790, 226」を「47, 772, 254」に、「27, 589, 791」を「29, 571, 819」に、「2, 799, 000」を「4, 781, 028」に改める。

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第八選挙区支部の欄中

「12, 056, 876	「14, 154, 261	「9, 032, 132	「7, 915, 109
4, 053, 643	を 6, 151, 028	6, 708, 672	5, 591, 649
	に、	を	に改める。
11, 056, 653」	9, 939, 630」	6, 708, 672」	5, 591, 649」

政治団体収支報告書の要旨（政党の支部）の民主党兵庫県第4区総支部の欄中

「4, 274, 550」を「4, 254, 915」に改める。
2, 357, 881」を 2, 377, 516」

政治団体収支報告書の要旨（資金管理団体）の鴻池よしただ後援会の欄中

「16, 370, 432	「18, 734, 432
11, 643, 563	14, 286, 663

3, 017, 932 を 2, 738, 832 に改める。

22, 623, 253 20, 259, 253

17, 079, 691」 14, 715, 691」

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の政治結社報国同志會の欄中

「 1 収入総額	0	「 1 収入総額	576, 013
2 支出総額	0」	前年度繰越額	150, 013
		本年收入額	426, 000
		2 支出総額	387, 015
		3 本年收入の内訳	
		個人の党費・会費（10人）	378, 000
		その他の収入	48, 000
		一件10万円未満のもの	48, 000

に改める。

4 支出の内訳

政治活動費	387,015
組織活動費	381,015
機関紙誌の発行その他の事業費	6,000
宣伝事業費	6,000

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部の欄中

「98,000 「296,738
44,000 を 242,585 に、
54,000 54,153
40,000」 80,000」

「兵庫県歯科医師連盟 54,000」
を

「兵庫県歯科医師連盟 54,000
その他の収入 153
一件10万円未満のもの 153」

に、

「40,000 を 「80,000
40,000」 を 80,000」 に改める。

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟宍粟支部の欄中

「254,932 「308,932
を に、

158」 54,158」

「3 本年收入の内訳

その他の収入 158」

を

「3 本年收入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る 54,000

収入

兵庫県歯科医師連盟 54,000

その他の収入 158」

に改める。

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟西区支部の欄中

「614,601 「614,869
を に、

152,000」 152,268」

「兵庫県歯科医師連盟 152,000」

を

「兵庫県歯科医師連盟 152,000

その他の収入 268

一件10万円未満のもの 268」

に改める。